

全国一律最低賃金で、 みんなの賃金底上げ・雇用安定を!!

どこでもだれでもふつうに働いてあたりまえに暮らせる社会を



全国一律最低賃金は、賃金の地域間格差の是正と8時間働けば暮らせる賃金を保障する目的があります。しかし最賃制度は、地域別に最賃額が決められ、大都市圏は高く地方は低くなっています。引き上げ幅も都市部は大きく地方は小さい。最高の東京(958円)と最低の県(737円)の格差は221円、年々拡大しています。

全国一律最低賃金へ!

安倍首相は、一億総活躍推進の一環として、最低賃金の引き上げと、同一労働同一賃金をめざすなどと言っていますが、現状の最低賃金法の中では、賃金の地域間格差はなくなりません。最低賃金法を改正させ、「全国一律最低賃金制」を創設させなければなりません。

岩手県	738円	1,470円
東京都	958円	1,508円
愛知県	871円	1,521円
高知県	737円	1,449円

生活に必要な時給は大して変わらないのに、最低賃金は最大で221円も違う。

最低生計費
155時間
最低賃金

出典:全労連

全国一律の最低賃金制度の導入が必要

若い人たちは、やはり賃金額が低い地域から高い地域へ、移動してしまいます。

最低賃金の基準となる生計費は、大都市でも地方でも大差はありません。

地方では自動車がないと買い物に行くのも病院に通うのも困難です。つまり、地方では自動車は生活必需品と言え、その家計負担は小さくありません。

これらのことを平均すると、東京に住んでいるように、あるいは地方に住んでいるように、最低限の生活保障という点においてはそれほど変わりません。

チェックポイント

- 雇用通算期間5年未満で雇止め
- 契約書に更新回数、契約期間の上限がある
- 契約書に「次回の更新を行わない」と記載がある
- 一定期間休んだら、また雇ってあげると言われた
- 成績優秀者だけが無期雇用になれない
- 契約更新の条件として「無期の申込をしないで」と言われた
- 無期雇用になるとき、労働条件が悪くなる

ちょっとまって
その契約書
サインの前に
まず確認



安心して働こう!

労働組合に入って「無期雇用」へ

「無期雇用転換5年ルール」はじまる

労働契約法の改正により、パート、アルバイト、契約社員、派遣など有期労働契約が通算で5年を超えた場合、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換できる「無期転換ルール」がはじまりました。労働者の雇用の安定を図ることを目的としていますが、無期転換権の発生が本格化する2018年4月を前に、無期転換ルールを口実にした雇止めなど違法・脱法行為が起きています。

無期転換権は労働者の権利です。申請には労働組合が力になります。

疑問のある労働契約は合意する前に労働組合にご相談下さい。

